

矢掛町一般廃棄物処理基本計画

～残そう未来へ！自然豊かな環境と美しいまち～

令和 3 年 2 月（改訂）

矢 掛 町

目 次

第1章 計画策定の要旨

第1節 計画策定のねらい	2
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	6
第4節 計画の対象廃棄物	7

第2章 矢掛町の都市特性

第1節 矢掛町の位置と地勢	1 0
第2節 矢掛町の歴史とあゆみ	1 1
第3節 矢掛町の主要指標	1 1

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状	1 4
第2節 ごみ処理の課題	2 2
第3節 ごみ処理計画の基本理念	2 2
第4節 基本方針	2 2
第5節 ごみ排出量削減とリサイクル率増加の対策	2 4
第6節 具体的施策の体系	2 5
第7節 その他適正処理施策	3 2

第4章 排水処理基本計画

第1節 生活排水処理基本計画	3 4
第2節 数値目標・指標	3 7
第3節 生活排水処理施策の基本理念	3 8
第4節 基本方針	3 8

第5節 施策の体系	39
-----------------	----

第5章 計画の進行管理

第1節 進行管理手法	41
第2節 進行管理指標	41
第3節 進行管理体制	42

第1章

- ・計画策定の要旨

第1節 計画策定のねらい

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のシステムは、豊かで利便性の高い社会生活を創造してきましたが、一方で、地球環境に様々な形で影響を与え、大きな社会問題となっています。

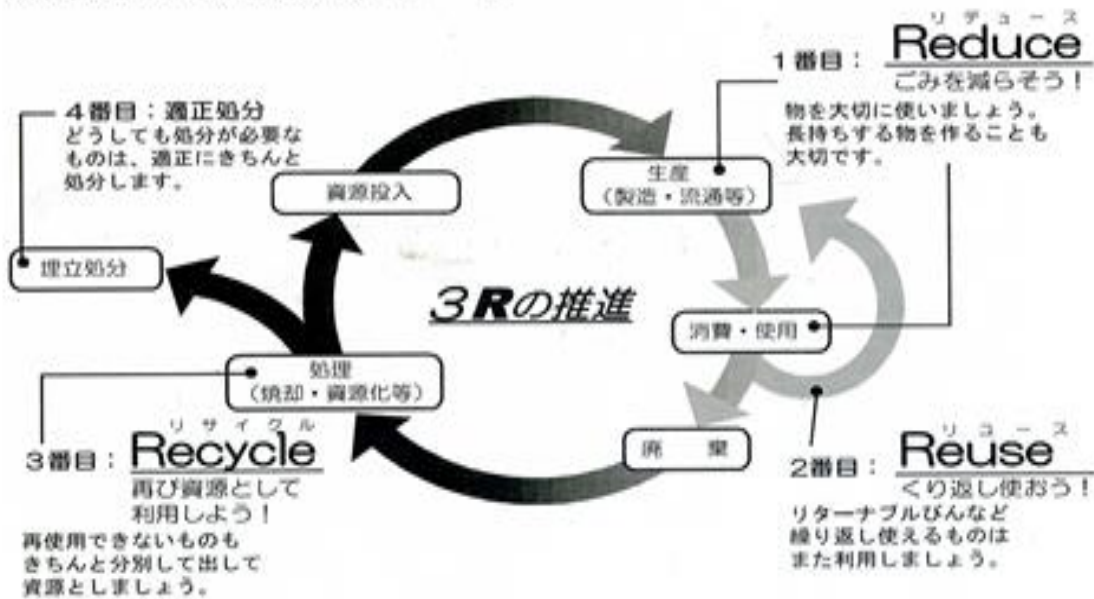
なかでも、ごみ処理の問題については、ダイオキシン類による汚染や地球温暖化等、地域内に限定されず広範囲の環境にまで影響を拡大しています。そして、これらの問題を解決し、「持続可能な社会」を実現するために、「低炭素社会」・「循環型社会」・「自然共生社会」の実現に向けた取組を統合的に進めていくことが求められています。

国においては、平成13年1月に「循環型社会形成推進基本法」を完全施行し、さらに平成30年6月に『第四次循環型社会形成推進基本計画』^{※1}を閣議決定しました。

矢掛町（以下、「本町」という。）においても、平成28年3月に策定した「第6次矢掛町振興計画」において、「安全で安心を実感できるまちづくり」を目指すとし、持続可能な循環型社会の構築を推進しています。

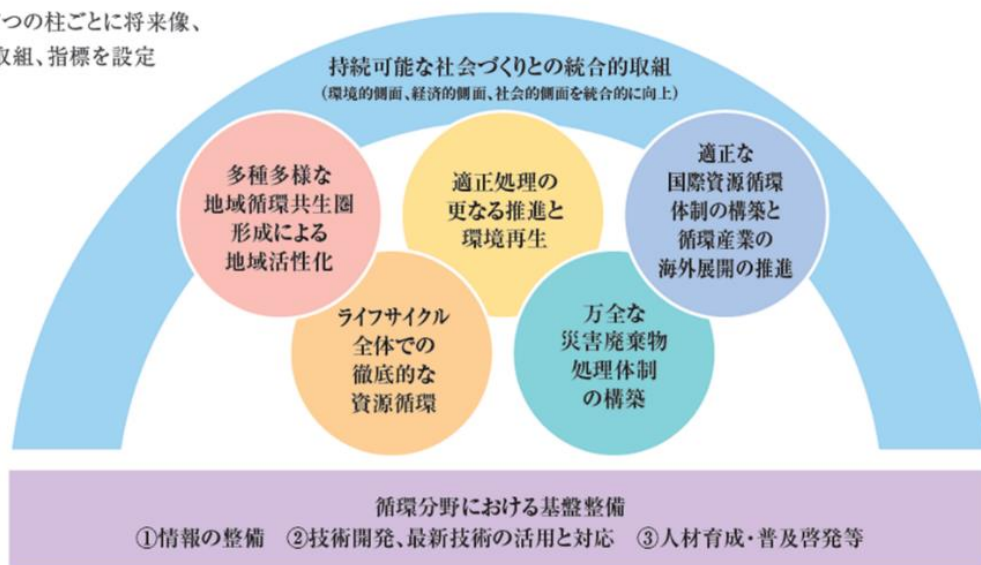
本町では、平成28年2月に「矢掛町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和2年度は計画の中間目標年次にあたることから、これまで実施してきた施策の進捗状況や目標値の達成状況を検証するとともに、国・県及び周辺地域のごみ処理行政の動向、社会情勢の変化等を踏まえたうえで、当初計画を見直し、更なる「循環型社会の形成」の推進に向けた取り組みの方向性を示した改訂版の矢掛町一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

◆循環型社会形成のイメージ



第四次循環基本計画の構成

- 7つの柱ごとに将来像、取組、指標を設定

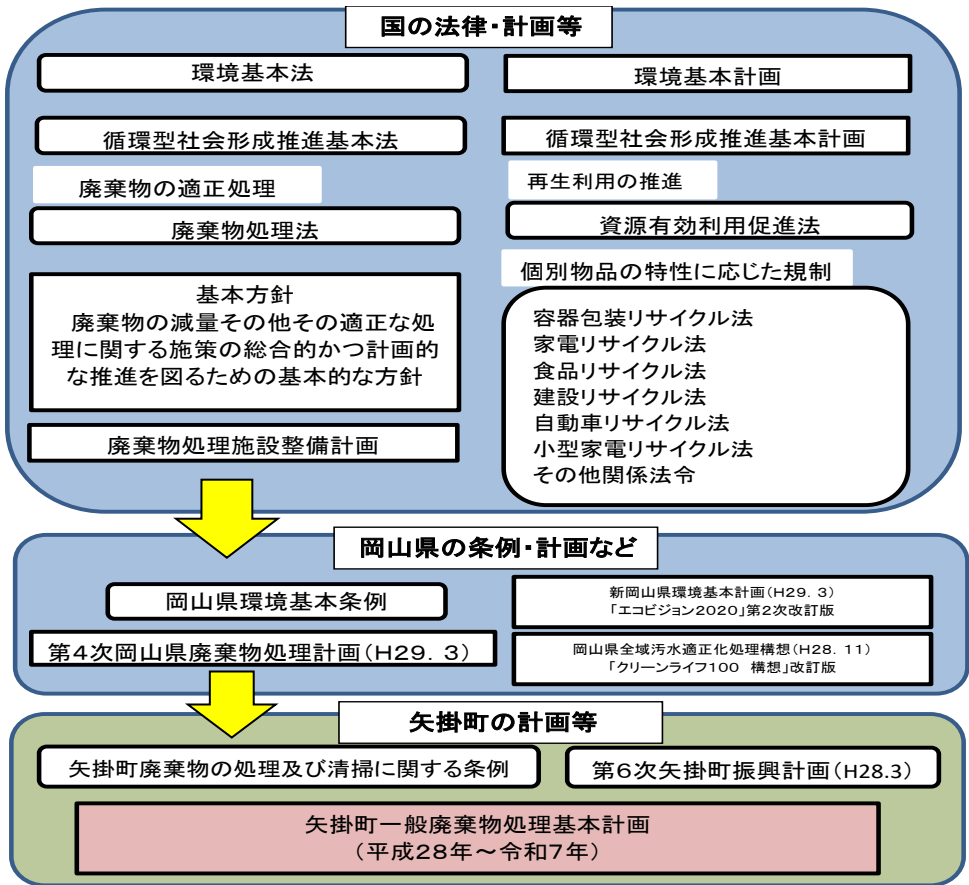


※1 国が進める循環型社会形成イメージと第四次循環型社会形成推進基本計画概要

第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

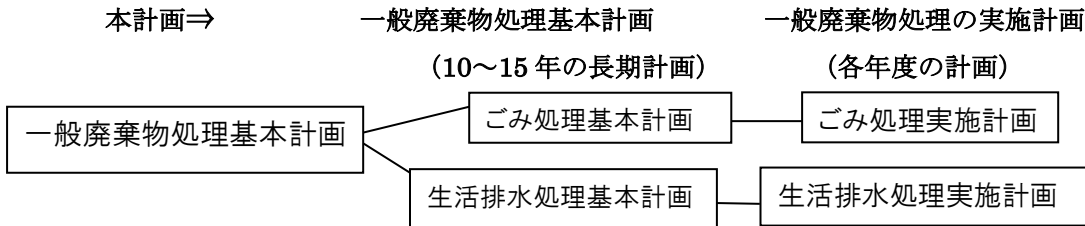
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条に基づき策定するもので、国の法律・計画等並びに岡山県の『第4次岡山県廃棄物処理計画』と整合したものとしします。

図表 1-1 矢掛町一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



一般廃棄物処理基本計画策定の法的根拠

廃棄物処理法第6条第1項において『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）を定めなければならない。』とされ、さらに、廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。



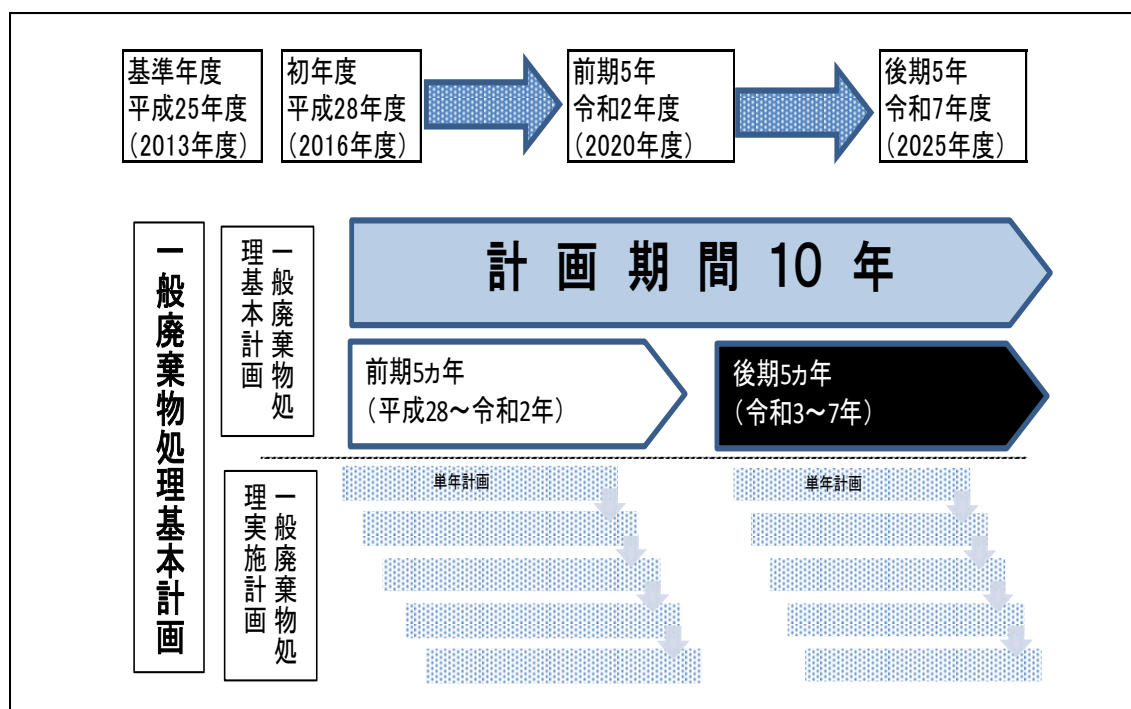
第6次 矢掛町振興計画（概要）

基本構想（平成28年度～平成37年度）の体系一覧			
基本理念	ひとが輝き☆ 地域が輝き☆ まちが輝き☆ 笑顔あふれるまちづくり		
町の将来像	 さしさにあふれ  いてきで  んきなまち		
重点目標1	地域の自主性を生かした協働による地域づくりの推進	■基本目標1	地域コミュニティの育成と協働による活力あるまちづくり
		施策1-1	協働の推進
		施策1-2	地域コミュニティの育成
		施策1-3	健全な行政運営の推進
重点目標2	学ぶ環境づくりと教育の総合的な推進	■基本目標2	互いを思いやり、笑顔あふれるまちづくり
		施策2-1	人権の尊重
		施策2-2	男女共同参画の推進
		施策2-3	国際化社会への対応
重点目標3	安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備と福祉制度の拡充	■基本目標3	未来を担う次世代を育み、自己啓発を進めるまちづくり
		施策3-1	幼児教育の充実
		施策3-2	学校教育の充実
		施策3-3	学校給食の充実
		施策3-4	生涯学習の推進
		施策3-5	スポーツ活動の推進
		施策3-6	文化の振興
重点目標4	安全かつ快適に暮らすための生活環境の整備と防災機能の拡充	■基本目標4	人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり
		施策4-1	健康づくりの推進
		施策4-2	地域福祉推進体制の充実
		施策4-3	高齢者福祉の充実
		施策4-4	障害者福祉の充実
		施策4-5	結婚活動の支援
		施策4-6	子育て環境の充実
		施策4-7	ひとり親家庭支援の充実
		施策4-8	生活（低所得者）福祉の充実
		施策4-9	社会保障・介護保険の充実
		施策4-10	国民健康保険制度の充実
		施策4-11	救護施設の充実
		施策4-12	介護老人保健施設の充実
		施策4-13	地域医療体制・救急体制の充実
重点目標5	新たな雇用の創出と歴史的・文化的資源等を活用した観光振興による賑わいの創出	■基本目標5	快適な生活環境づくりを進めるまちづくり
		施策5-1	適正な土地利用の推進
		施策5-2	効率的な水利用の促進
		施策5-3	快適な生活空間の整備
		施策5-4	住み続けられる環境の整備
		施策5-5	住環境整備の推進
		施策5-6	上水道施設の整備
		施策5-7	下水道施設の整備
		施策5-8	道路の整備
		施策5-9	河川の整備
		施策5-10	公共交通の充実
重点目標6		■基本目標6	安全で安心を実感できるまちづくり
		施策6-1	循環型社会形成の推進
		施策6-2	消費生活の安全と向上
		施策6-3	交通安全対策の充実
		施策6-4	消防・防災体制の充実
		施策6-5	防犯対策の推進
重点目標7		■基本目標7	産業の振興で賑わうまちづくり
		施策7-1	農林業の振興
		施策7-2	商業の振興
		施策7-3	工業の振興
		施策7-4	観光の振興
重点目標8		■基本目標8	自然と共生する美しいまちづくり
		施策8-1	環境保全対策の推進

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度を基準年度として10年間と定め、ごみ排出抑制目標等の数値目標を定めることから、その数値目標年度は、実施計画初年度を平成28年とし、「前期目標年度」を5ヵ年後の令和2年度、「後期目標年度」を10年後の令和7年度とします。

図表1-2 本計画の期間



※計画の期間は、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省）によると10年～15年とされています。

※基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定する基準の年度で、本計画では平成25年度とします。

※数値目標年度は、ごみ排出抑制目標等の数値目標を定めることから、その数値目標年度は、実施計画初年度を平成28年とし、前期5カ年（令和2年度）と後期5カ年（令和7年度）とします。

第4節 計画の対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、下図のとおり一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下、「ごみ」という。）及び液状のもの（以下、「生活排水」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とします。

図表1－3 本計画の対象廃棄物

廃棄物
産業廃棄物(事業活動に伴い生じるごみのうち、法令で定める20種類のごみ)
一般廃棄物(産業廃棄物以外のごみ) ・固形状のもの(ごみ) →一般廃棄物(家庭系ごみ・事業系ごみ:災害廃棄物を除く) ・液状のもの(生活排水) →生活雑排水(風呂や台所からの排水)、し尿(くみ取りし尿)及び浄化槽汚泥
※一般廃棄物のうち、特別管理一般廃棄物(本町のごみ処理過程で発生するものを除く)については、本計画の対象廃棄物から除く。(PCB使用部品、埋立基準を超える焼却灰及び汚泥、集じん灰、感染性廃棄物) ※放射性廃棄物について 国においては、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性排気物質への対応から、平成23年8月に「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)を公布した。当該廃棄物については、この法律によるものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物及び一般廃棄物は、次のように規定されています。

◆ 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のもの

図表1－4 事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物の例

生ごみ	飲食店の厨房やオフィスで働く人の残飯等
紙くず	オフィスの書類、コピー用紙等の他、次に掲げる産業廃棄物以外の紙くず 【建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業の業種から生ずるもの】
木くず	次に掲げる産業廃棄物以外の木くず 【建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類 等)】

図表 1－5 産業廃棄物

あらゆる事業活動に伴うもの	①燃えがら	石炭がら、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭 等
	②汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、ビルピット汚泥、研磨かす、洗車場汚泥、生コン残渣 等
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、アルコールなどの溶剤、タールピッチ 等
	④廃酸	写真定着廃液、廃塩酸、廃硫酸、廃鉛バッテリー液、各種の有機廃酸類等の全ての酸性廃液 等
	⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属石鹼液、自動車不凍液等のアルカリ性廃液 等
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、発泡スチロール、廃タイヤ 等
	⑦ゴムくず	ゴムチューブなどの天然くず
	⑧金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、はんだかす、切削くず
	⑨ガラスくず等・コンクリートくず及び陶器くず	空き瓶、板ガラスくず、石膏ボード、耐火レンズくず、スレートくず、陶磁器くず 等
	⑩鉱さい	高炉、平炉、転炉、電気炉等の溶解炉かす、鑄物廃砂、ボタ、不良石膏 等
	⑪ガレキ類	工作物の新築、改築または、除去により生じたコンクリート破片、レンガの破片その他これに類する不要物
	⑫ばいじん類	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設及び産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの
特定の事業の活動に伴うもの	⑬紙くず	紙製造業、製本業、建設業等の特定の業種から排出されるもの
	⑭木くず	木材製造業、建設業等の特定の業種から排出されるもの
	⑮繊維くず	繊維工業、建設業等の特定の業種から排出されるもの
	⑯動植物性残渣	食品製造業、医薬品製造業などの特定の業種から排出されるもの
	⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処分場において処分した食鳥
	⑱動物のふん尿	畜産農場から排出されるもの
	⑲動物の死体	畜産農場から排出されるもの
	⑳上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの	

図表 1－6 本計画において処理対象外とするごみとその扱い

矢掛町で収集しないごみ・持込ができないごみ

PCB使用部品	矢掛町では取り扱わない。製造業者等の引取とする。
集じん灰	矢掛町では取り扱わない。専門業者の引取とする。(矢掛町管内のごみを処理する過程で発生するものを除く。)
感染性廃棄物	矢掛町では取り扱わない。専門業者の引取とする。
家電リサイクル法対象品目	テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ等)、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン(室外機を含む)については、購入した販売店か、買い替えを行う販売店で引き渡しを行うか、指定取引場所への持込とする。
パソコン	パソコン本体、モニター等は、製造業者等の引取とする。 ※使用済小型家電回収ボックスの投入口35cm×15cmに入るものは回収ボックスに投入すること矢掛町が引取を行う。
その他矢掛町が指定する主な処理困難物	以下のごみは、矢掛町では取り扱わない。販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者へ処理を依頼することとする。 ・オートバイ、自動車、自動車部品類、タイヤ、FRP素材のもの(船舶など) ・廃油、塗料(ペンキ)、農薬、薬品類 など ・ガスボンベ、消火器、金庫、太陽熱温水器、太陽光発電パネル など

第2章

- ・矢掛町の都市特性

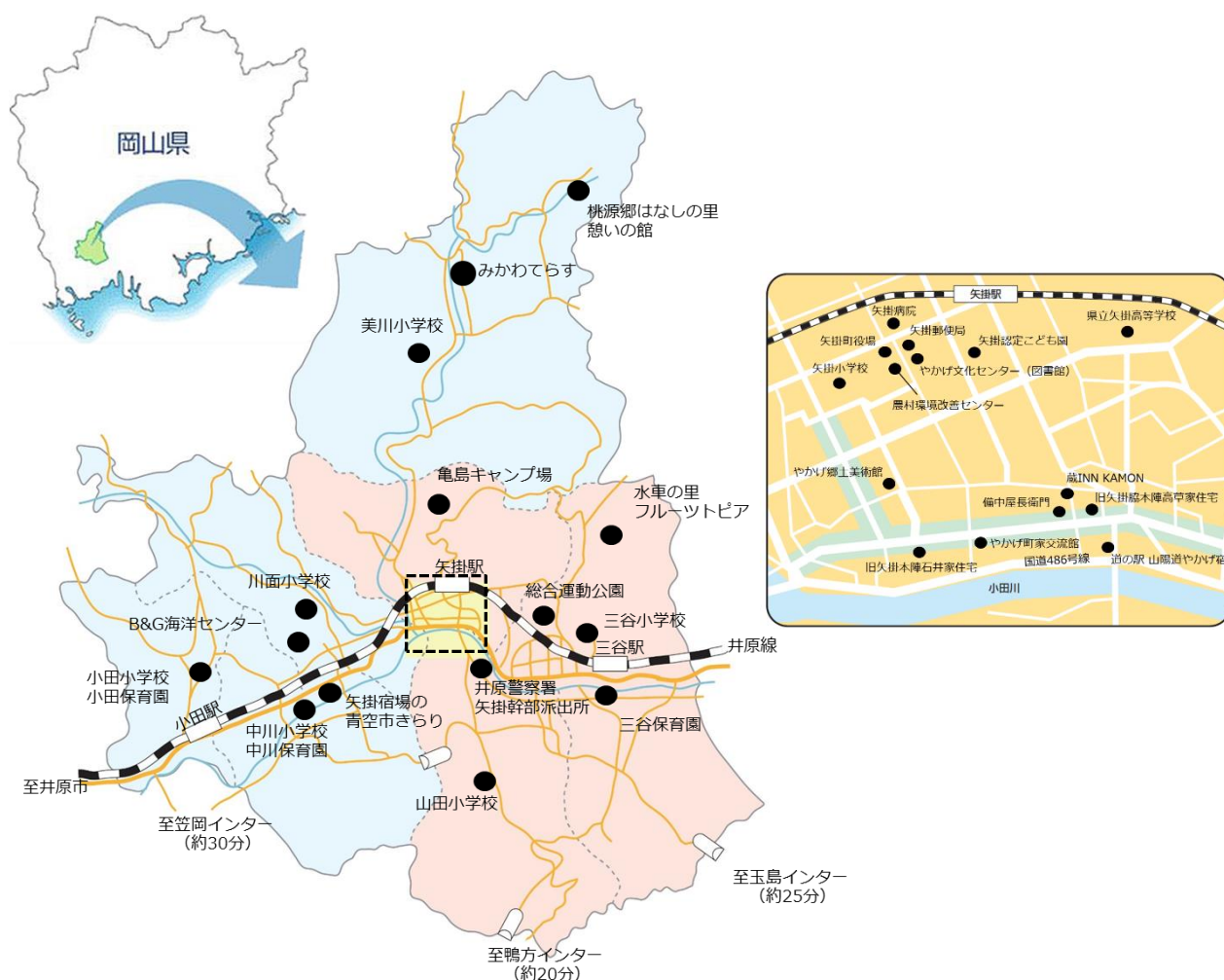
第1節 矢掛町の位置と地勢

本町は、岡山県の南西部に位置し、高梁川水系の支流である小田川流域にひらけ、標高が15mから505mの比較的ゆるやかな丘陵に囲まれた盆地をなしています。東西12km，南北15km，周囲55km，町域面積は90.62km²で、岡山県の総面積の約1.2%にあたります。

町の東西を国道486号と鉄道井原線が走り、山陽自動車道の笠岡，鴨方，玉島インターチェンジまでの所要時間は20分～30分で交通の利便性に優れています。

年間の平均気温は14.5℃であり、瀬戸内海気候に属し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。また、江戸時代には参勤交代の宿場町として栄え、本陣・脇本陣が現存する歴史的文化あふれる自然豊かな田園のまちです。

恵まれた環境の中で、地域の特性を活かした特色のある魅力と活力にあふれた「やさしさにあふれ かにてきで げんきなまち」を将来像として、夢のあるまちづくりを推進しています。



第2節 矢掛町の歴史とあゆみ

本町には多くの遺跡が残されており、代表的な遺跡として、弥生時代の清水谷遺跡、古墳時代の橋本荒神塚、小迫大塚古墳などがあげられます。飛鳥時代には、地方豪族として下道氏が勢力を持ち、一族出身の吉備真備は、中国の唐へ渡り、政治、学問の知識だけでなく唐の文化や習俗を日本へ伝え、右大臣として中央で活躍しました。その後、奈良時代から平安時代の初めに道が整備されたとき、古代山陽道（大路）が小田川流域を通り、備中国小田駅（毎戸遺跡）が置かれました。この陸路は若干の変動はありますが、時代を経ても利用され、江戸時代には矢掛に本格的な宿場が整備されるとともに、小田川を利用した高瀬舟の川湊により陸運・水運の要衝として産業・文化の両面で賑わいました。現在でも本陣・脇本陣をはじめ、本瓦葺・漆喰塗の町家その名残をとどめています。

本町の町政の変遷は、明治22年（1889年）、町村制の施行に伴う合併で矢掛町をはじめとする7村が誕生したことによります。昭和29年（1954年）に、矢掛町、美川村、三谷村、山田村、川面村、中川村が合併し、さらに昭和36年（1961年）に小田町を編入合併し、現在の矢掛町になりました。

近年では、道路や下水道などの生活基盤の整備、観光拠点としてのやかげ町家交流館や宿泊施設「矢掛屋」の整備などによる商工・観光の活性拠点づくり、企業誘致や宅地分譲、町営住宅及び特定公共賃貸住宅の提供、営農組合等の支援などの農業振興やほ場整備等による農業基盤の充実、やかげ文化センターを拠点とする文化振興事業など、「安心・安全・安らぎ」を実感できる魅力あるまちづくりに向けて計画的に事業展開しており、今後更なる躍進が期待されています。

令和2年12月には、矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

第3節 矢掛町の主要指標

1 気候

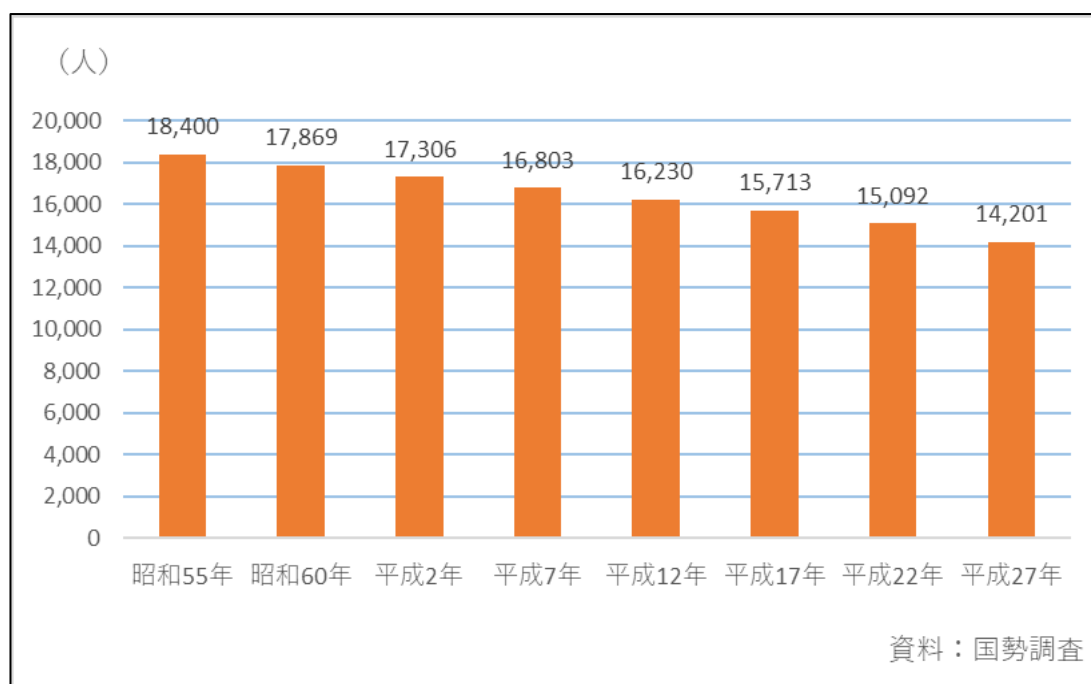
本町周辺では、年間平均気温は、14.5℃程度で、降水量は、1,250mm程度であり、温暖・小雨な瀬戸内気候となっています。山に囲まれた盆地であり、温暖で晴れの日も多く、冬でも積雪はほとんどありません。また、年間を通じで、一月あたり27日程度が晴れまたは曇りの日となっており、雨や雪などの日が少ないことも特徴です。

2 矢掛町の人口の推移

国勢調査による平成27年(2015年)の本町の人口は14,201人(男6,715人,女7,486人)となっており,前回調査の平成22年(2010年)の人口15,092人と比較して891人(5.90%)減少しています。

逆に,平成27年(2015年)の世帯数は4,955世帯となっており,平成22年(2010年)の世帯数4,947と比較して8世帯(0.16%)増加しています。

このことから,人口は減少傾向にあるが世帯数は増加傾向にあり,世帯の少人数化(核家族化)が進行していると思われます。また,1世帯当たりの人員については,昭和50年の3.86人から平成27年2.87人にまで低下しています。年齢別人口構成比の推移を見ると,0~14歳の年少人口は昭和55年の20.3%から平成27年の10.8%と減少し,逆に65歳以上の老年人口は昭和55年の17.0%から平成27年の37.0%と増加しています。また,15~64歳の生産年齢は,昭和55年の62.8%から平成27年の52.2%と減少しています。また,合計特殊出生率についても年々減少傾向し,平成22年の1.40から平成29年には1.36まで減少しています。



図表2-1 矢掛町の人口推移(昭和55年~平成27年)

第3章

・ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみの分別区分

本町のごみの分別区分は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」の4種類で、資源ごみや粗大ごみを細分化し、4種18分別としています。なお、燃やせないごみ、粗大ごみのなかで、小型家電リサイクル法に基づき資源化可能な品目（28頁参照）については、平成25年3月から役場及び各地区公民館等に設置した回収ボックスへの投入により収集を行っております。また、水銀使用廃製品（29頁参照）についても、令和2年7月から各地区公民館に設置した回収ボックスへの投入により収集を行っております。

図表3-1 矢掛町のごみ分別区分

矢掛町のごみ分別区分と収集頻度

区分	ごみの分別区分	収集頻度※基本
可燃ごみ	(30cm以下の焼却処理できるごみ) 台所ゴミ、生花・落葉・木切れ、布製品、革製品、アルミ箔、紙おむつ、その他	週2回 (1区:火曜日、金曜日) (2区:月曜日、木曜日)
不燃ごみ	(30cm以下の焼却処理の出来ないごみ) 陶器・植木鉢、ガラス類、プラスチック製品、鉄類、スプレー缶・使い捨てライター、塗料缶・油缶、刃物、その他	隔週水曜日
資源ごみ	缶類 (スチール缶・アルミ缶)	隔週水曜日
	ビン(無色) ビン(茶色) ビン(緑色) ビン(その他)	隔週 (1区:月曜日) (2区:火曜日)
	ペットボトル その他プラスチック	毎週水曜日
	古紙(牛乳パック等) 古紙(ダンボール) 古紙(新聞・チラシ) 古紙(雑誌・その他) 古布	隔週 (1区:木曜日) (2区:金曜日)
	小型家電製品	役場、各地区公民館の回収ボックス (開館時間内)
	水銀使用廃製品(蛍光管、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、電池類)	各地区公民館の回収ボックス (開館時間内)
粗大ごみ	可燃ごみ[大型] (30cm以下に切ることが出来ない、2m以下の可燃ごみ及び一時多量ごみ) 大型木製品、じゅうたん・カーペット、布団・毛布、畳・畳の上敷、一時多量ごみ	直接搬入 井原クリーンセンター
	不燃ごみ[大型] (30cmを超える2m以下の不燃ごみ) 大型電気製品、台所製品、冷暖房器具、乗り物	直接搬入 井笠広域資源化センター

※粗大ごみの不燃ごみ[大型]に関しては、各7地区で、年に一度収集日を設けて回収を行っている。

2 矢掛町のごみ排出量

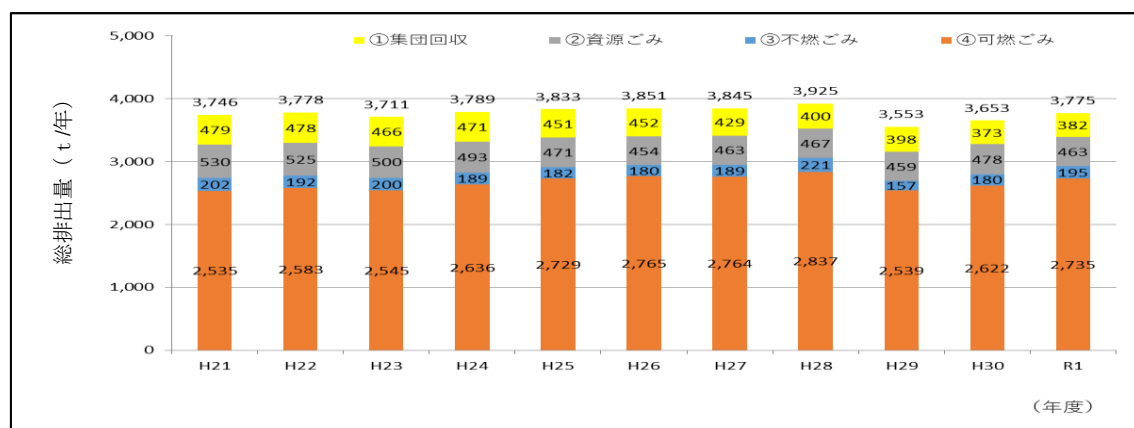
(1) 矢掛町のごみの総排出量およびごみ種別排出量の推移

図表 3-2 総排出量の現状と目標

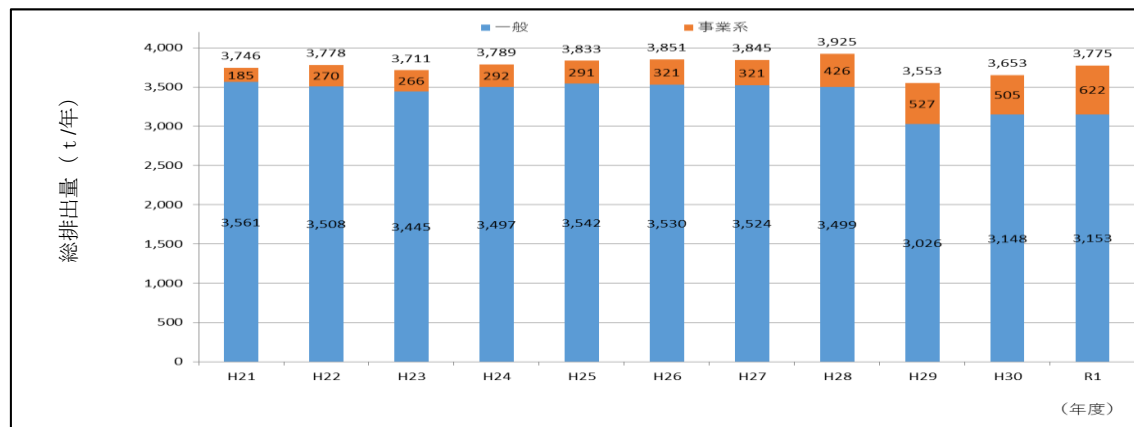
	平成 25 年度	令和元年度		令和 2 年度	
	(基準年度)	(実績)	対平成 25 年度比	(中間目標)	対平成 25 年度比
可燃ごみ排出量	2,729t	2,735t	+0.22%	2,425t	-11.1%
不燃ごみ排出量	182t	195t	+7.1%	162t	-11.0%
資源ごみ排出量	922t	845t	-8.4%	1,035t	+12.4%
総排出量	3,833t	3,775t	-1.5%	3,622t	-5.5%

ごみ総排出量（集団資源回収量を含む）は、平成 25 年度 3,833 t に対し、平成 28 年度 3,925 t と徐々に増加傾向となっていました。平成 29 年度は指定ごみ袋制導入に伴い、3,553 t と大幅に減少しています。しかし、平成 29 年度から令和元年度まで、可燃ごみと不燃ごみともに増加傾向となっており、令和 2 年度の中間目標値に対しては大きく上回り、未達成となる見込みです。

また、人口は減少傾向にあるのに対し、家庭系ごみのみならず事業系ごみも同様に増加傾向にあります。特に、事業系ごみの排出量が大きく増加しており、総排出量にも大きく影響しています。



図表 3-3 矢掛町の一般廃棄物の総排出量の推移

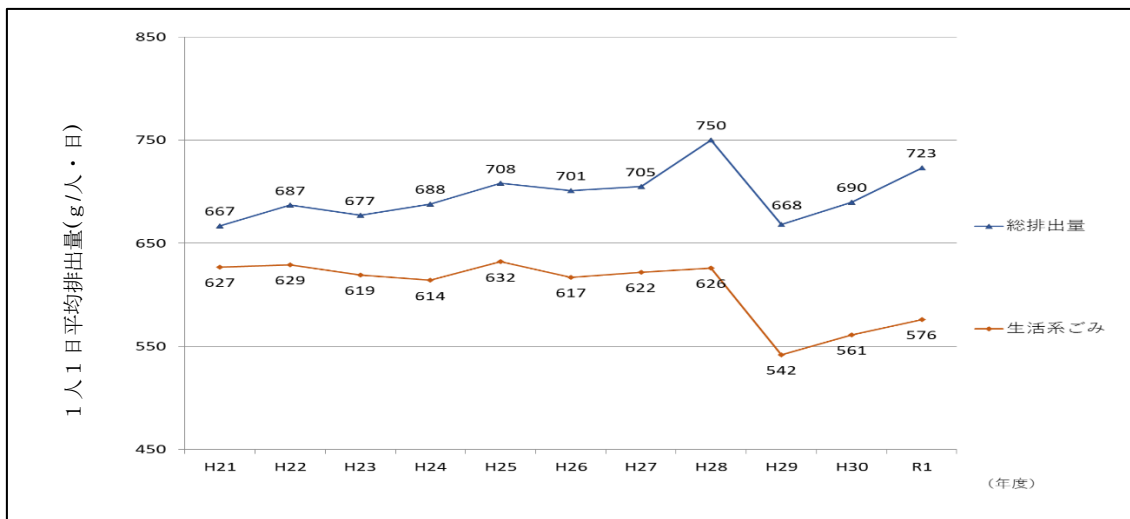


図表 3-4 家庭系・事業系別のごみ総排出量の推移

(2) 矢掛町町民1人1日平均ごみ排出量

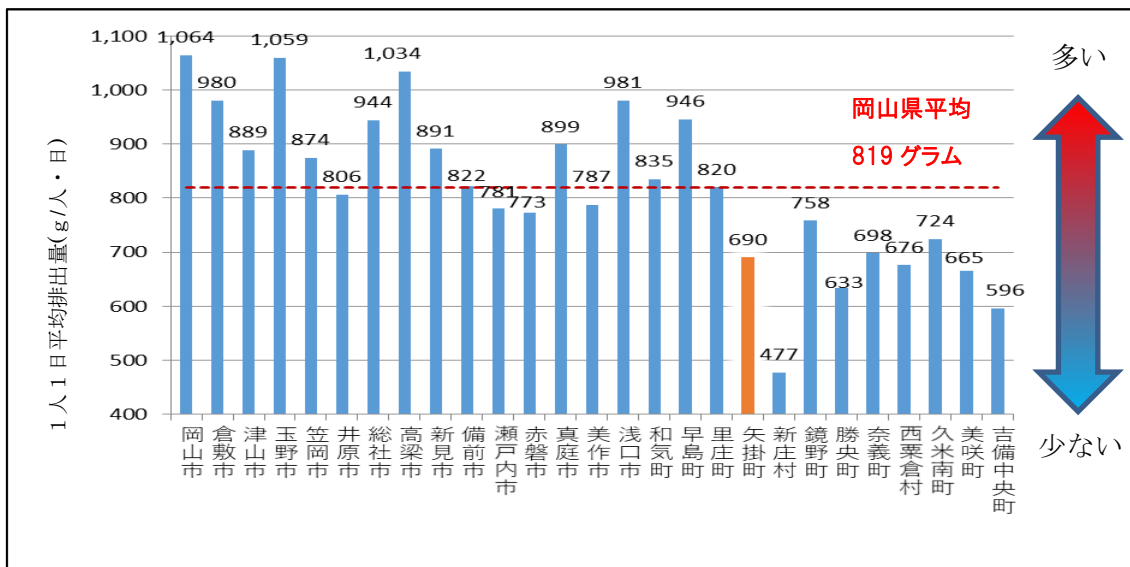
ごみの排出量を行政区域内人口で除して求めた1人1日平均排出量は、平成21年から平成27年度までは、総排出量700グラム前後で推移していましたが、平成28年で大幅に増加し、平成29年度から指定ごみ袋制導入に伴い大幅に減少しています。しかし、平成29年から令和元年度まで増加傾向となっています。

統計によると、平成30年度の住民1人1日平均排出量については、県内市町村の中で6番目に少ない排出量となっています。



図表3-5 町民1人当たり1日の廃棄物の平均排出量の実績 (g/人・日)

(1人1日平均排出量 = 総排出量 ÷ 365 ÷ 人口 × 10⁶)



図表3-6 岡山県内市町村 平成30年度の住民1人1日平均排出量 (g/人・日)

(数値が小さいほど、ごみの発生、排出量が少ないことを示しています。)

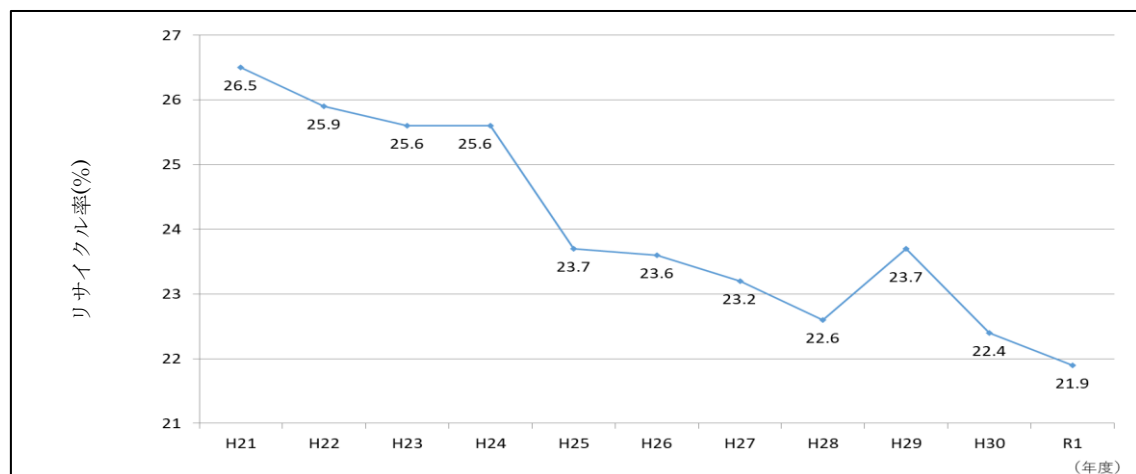
(3) 資源化率（リサイクル率）

図表 3-7 リサイクル率の現状と目標

	平成25年度	令和元年度		令和2年度	
	(基準年度)	(実績)	対平成25年度比	(中間目標)	対平成25年度比
リサイクル率	23.7%	21.9%	-1.8%	28.6%	+4.9%

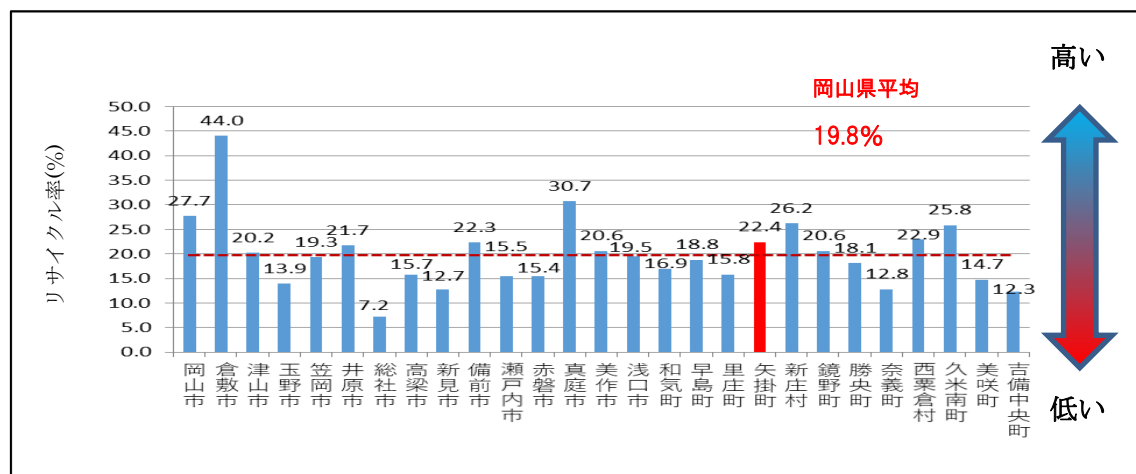
ごみ総排出量に占める資源化量（集団回収を含む）の割合を示すリサイクル率は、平成21年度の26.5%から徐々に低下傾向となっており、令和元年度は21.9%であるため、令和2年度の中間目標値に対しては大きく下回り、未達成となる見込みです。このことから、資源ごみの分別および収集が課題であり、今後、具体的な改善策が必要となります。

なお、平成30年度のリサイクル率については、県内市町村の中で7番目に高いリサイクル率となっています。



図表 3-8 矢掛町の廃棄物の再資源化率（リサイクル率）の実績

(リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) ÷ ごみ総排出量 × 100)



図表 3-9 岡山県内市町村 平成30年度の再資源化率（リサイクル率）

(数値が高いほど、再資源化、資源の有効活用が進んでいることを示しています。)

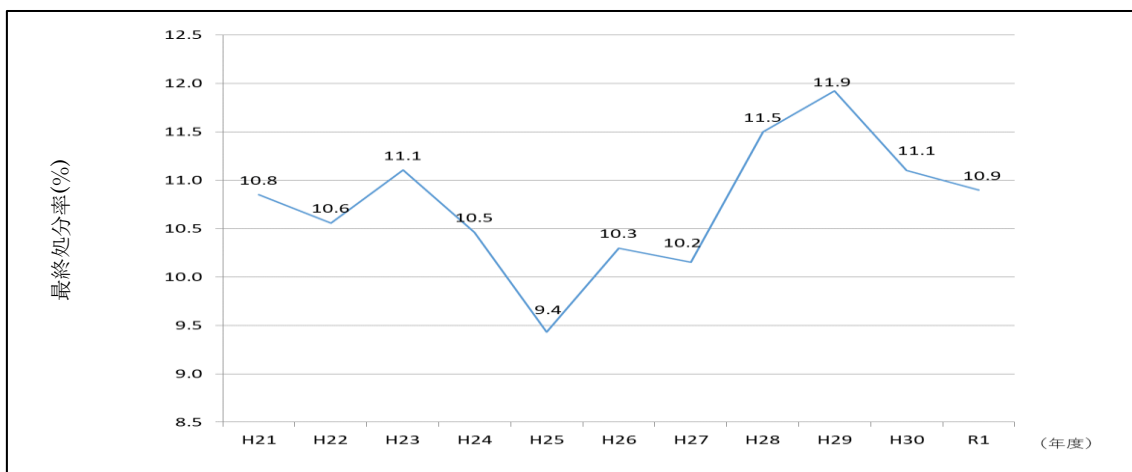
(4) 最終処分率

図表 3-10 最終処分率の現状と目標

	平成 25 年度	令和元年度		令和 2 年度	
	(基準年度)	(実績)	対平成 25 年度比	(中間目標)	対平成 25 年度比
最終処分率	9.4%	10.9%	+16.0%	8.6%	-9.0%

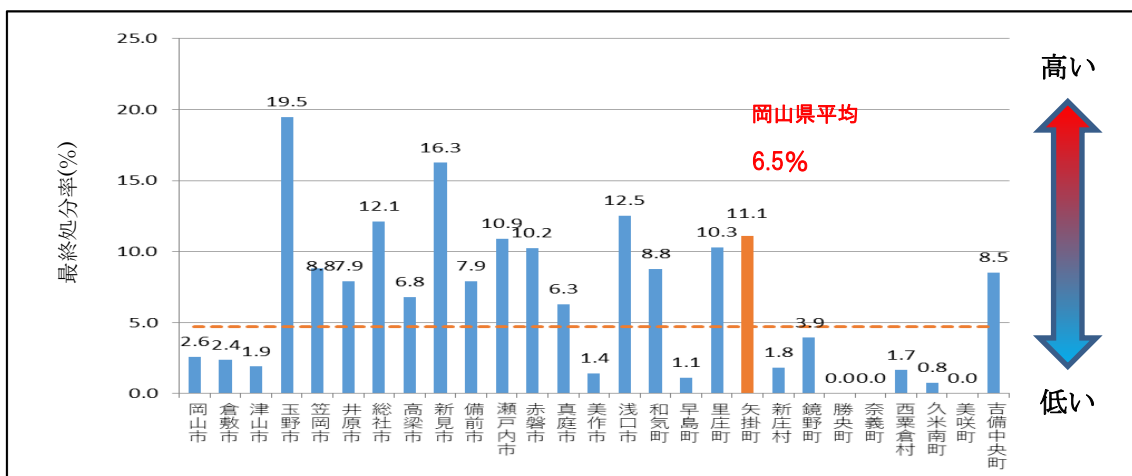
ごみ排出量（集団回収を除く）に占める最終処分量の割合を示す最終処分率は、平成 23 年度以降、下落傾向で推移しており、平成 25 年度は表中で最も低い割合となっています。しかし、平成 30 年度の最終処分率については、県内の市町村と比較すると、県平均値（6.5%）を大幅に上回っており、令和 2 年度の中間目標値に対しても未達成となる見込みです。

また、平成 30 年度の最終処分率については、県内市町村の中で 5 番目に高い最終処分率となっています。



図表 3-11 矢掛町最終処分率 (%) 推移

(最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ排出量 (集団回収量を除く) × 100)



図表 3-12 岡山県内市町村 平成 30 年度の最終処分率

3 ごみ収集体制と運搬体制

(1) 現在のごみ収集頻度

現在の基本的な収集頻度は、可燃ごみが週2回、不燃ごみが隔週1回、資源ごみについては、金属類（スチール缶、アルミ缶）が隔週1回、ビンが隔週1回、ペットボトル、その他プラスチック類が週1回、古紙、古布については隔週1回となっております。

その他、不燃の大型ごみについては、本町の各7地区で年に一度、地域の環境衛生協議会、地元企業との協力で、家庭大型ごみ収集を行っており、使用済小型家電製品及び水銀使用廃製品については、各地区公民館で、ボックス回収を行っております。

また、収集運搬は、すべてのごみ区分において委託(1件)により行っています。一般廃棄物収集運搬業許可を行っている業者数は3件です。

なお、本町のゴミステーションでの収集頻度については、一部事務組合構成市町(笠岡市、井原市、浅口市、里庄町)と概ね、同等の頻度で収集を行っています。

図表3-13 ごみ種類別の収集頻度の比較

		矢掛町	笠岡市	井原市	浅口市	里庄町
可燃ごみ		週2回	週2回	週2回	週2回	週2回
不燃ごみ		月2回	月2回	月1回	月2回	月2回
資源ごみ	紙類	月2回	月2回	月1回	月2回	月2回
	金属類	月2回	月2回	月4回	月2回	月2回
	ペットボトル	月4回	月2回	月4回	月2回	月2回
	その他プラスチック	月4回	月4回	月4回	月2回	月2回
	ビン類	月2回	月2回	月4回	月2回	月2回
	古布	月2回	月2回	月1回	月2回	月2回

図表3-14 収集運搬体制（委託・許可件数と機材・作業人数）

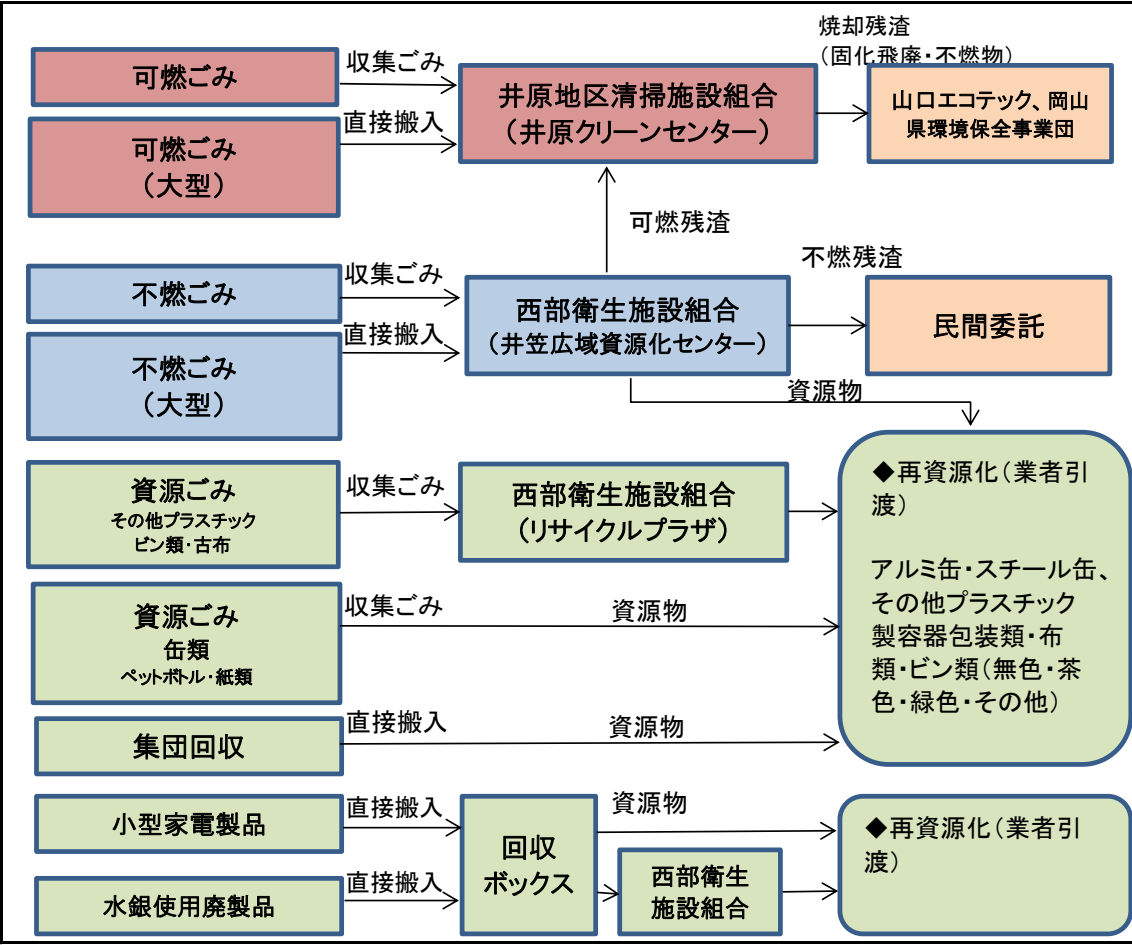
区分	件数	機材・作業人数
委託	1件	車両6台・作業人数13名
許可	3件	車両13台・作業人数20名

(2) ごみ処理の流れと処理施設

本町から排出されるごみの処理は、ごみ焼却施設（井原クリーンセンター）、粗大ごみ処理施設（井笠広域資源化センター）、再生利用施設（リサイクルプラザ）で行っています。ただし、有価物となる資源ごみ（アルミ缶・スチール缶、ペットボトル、紙類）は、組合施設に搬入せず、本町が直接業者に引き渡し、売却しています。

焼却残渣等の最終処分は、民間の再生事業者へ委託し、処分を行っています。今後は、「新岡山県ごみ処理広域化計画」に基づき、井笠地域は西部ブロックとして、3市2町での焼却場、最終処分場等の施設の新設および運営を含めて計画を進めています。

図表 3 - 1 5 ごみ収集・運搬・処理の流れ



図表 3 - 1 6 矢掛町のごみ処理関連施設

区分	施設名	所在地	使用開始年	構成市町など
ごみ処理施設	岡山県井原地区清掃施設組合	井原市	H6	井原市、矢掛町
	井原クリーンセンター			
粗大ごみ処理施設	岡山県西部衛生施設組合	笠岡市	H7	笠岡市、井原市、浅口市(金光地域を除く)、里庄町、矢掛町
	井笠広域資源化センター			
再生利用施設	岡山県西部衛生施設組合	笠岡市	H12	笠岡市、井原市、浅口市(金光地域を除く)、里庄町、矢掛町
	リサイクルプラザ			
最終処分場	岡山県西部衛生施設組合	笠岡市	S53	笠岡市、井原市、浅口市(金光地域を除く)、里庄町、矢掛町
	見崎山埋立処分地			

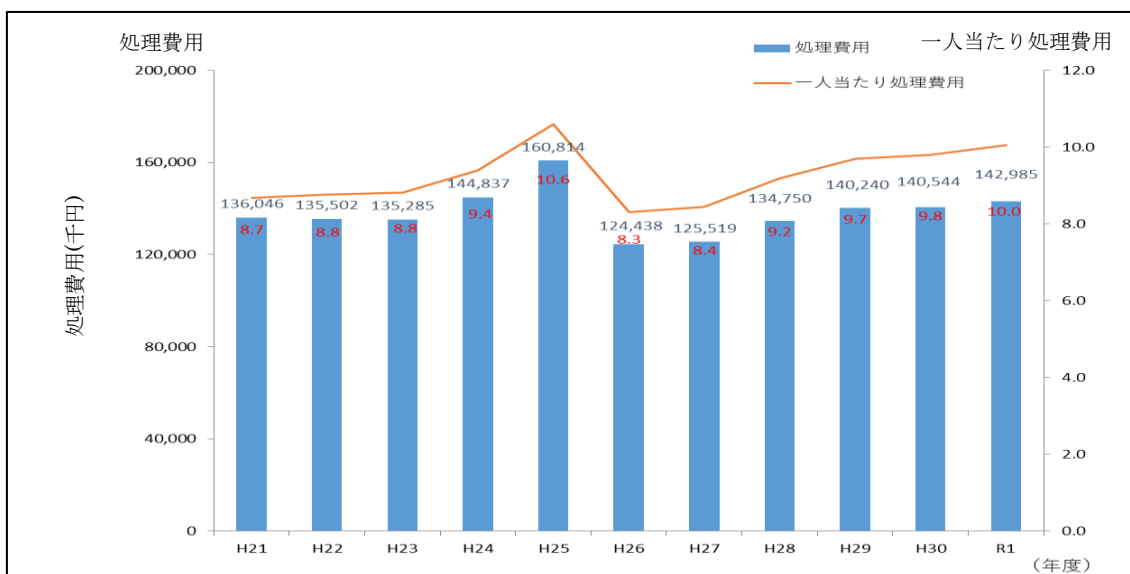
(※最終処分場は、埋立が終了しているため、現在は民間委託による処分をしています。)

(3) 処理コスト

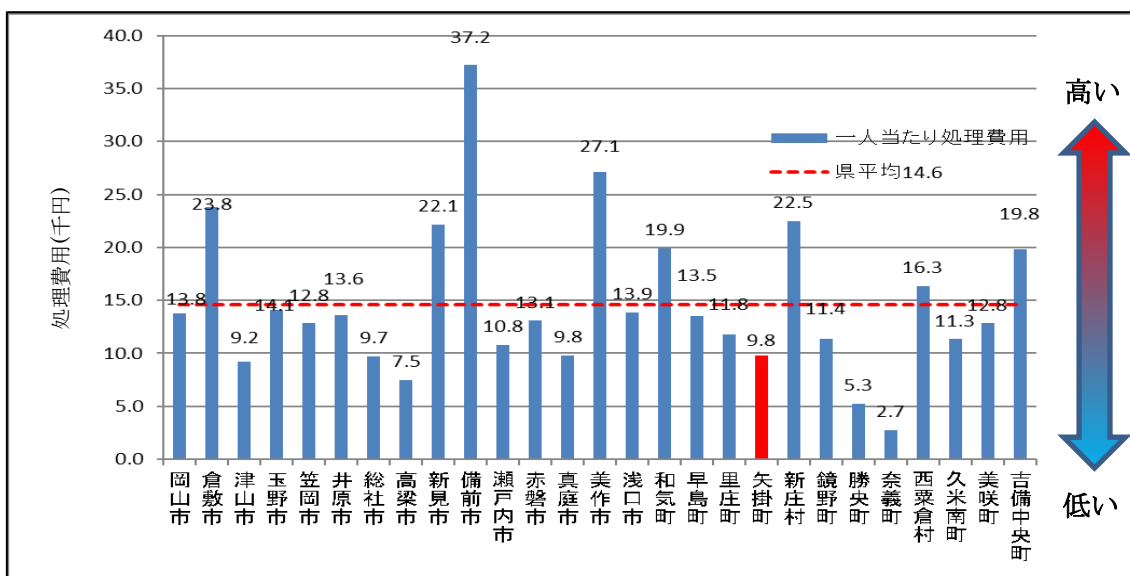
矢掛町から排出されるごみの処理費（施設整備は含めない。）については、平成21年度より徐々に増加傾向にあり、平成25年度は1億6千万円を超えていますが、その後は減少し、平成26年度から徐々に増加傾向にあります。

また、平成30年度のごみ処理費用については、県内市町村の中で6番目に安くなっています。

しかし、焼却場、最終処分場の新施設の整備が進められており、今後、施設整備費、維持管理費および収集運搬費などの負担増も見込まれます。



図表 3-17 矢掛町のごみ処理費用及び一人当たり処理費用（千円）



図表 3-18 県内市町村 平成30年度一人当たりごみ処理費用（千円）

第2節 ごみ処理の課題

本町のごみの総排出量、1人1日平均排出量は増加の傾向にある中で、資源化率（リサイクル率）は逆に徐々に減少の傾向にあり、**ごみ排出量削減及びごみの資源化率の上昇対策が必要です。**

本町のごみの減量、分別の徹底が徐々に緩んでいることが分かり、「快適環境を創出する循環型社会形成」に向けて、更なる町民への啓発を行い、廃棄物減量施策を進めるとともに、新しい施策についても検討する必要があります。

今後のごみ処理体制については、岡山県西部ブロックでの構成市町と協調したごみ処理体制を整えると同時に、新たに焼却場や、最終処分場の建設などに伴う施設整備費用の増大への対策が必要です。また、町民が資源化しやすいごみ収集体制の拡充も必要となります。

第3節 ごみ処理計画の基本理念

本町では、本計画の上位計画である「第6次矢掛町振興計画」において掲げた、スローガンの一つである「安全で安心を実感できるまちづくり」という生活環境の構築に関する理念のもと、本計画は町民・事業者・行政が一体となって廃棄物排出者責任を再認識し、その実現を目指し、「地域一体となって、環境にやさしいクリーンなまちづくり」を基本理念に定め、ごみ排出量削減および生活排水の処理に対する計画目標達成のために、本町にふさわしい適切で実効性のある具体的施策に取り組んでいきます。

基本理念

地域一体となって、環境にやさしいクリーンなまちづくり

第4節 基本方針

本計画の基本方針は、基本理念のもと、一般廃棄物（家庭系ごみ・事業系ごみ）の発生・排出削減および生活排水の浄化策について、今後取り組む施策は、町民・事業者・行政が一体となり、「一般廃棄物処理基本計画」に掲げる目標値の設定の実現に向け、それぞれの役割を自覚し、積極的取り組みを推進するために、資源を大切にするライフスタイルを見直す意識のもと、4つの施策を中心に展開し、その達成を目指すものです。

① 排出量削減と資源化推進のための4Rの推進

家庭系ごみの排出量削減と資源化推進には、無駄なものを家庭に持ち込まない（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）を基本として、町民・事業者・行政が自らの役割を自覚し、協働して行う取組を推進するものとします。

② ごみリサイクル対策の推進

ごみの適正処理を行うための、ごみ処理体制の最適化やごみ処理施設への負荷の低減などのシステムづくりを推進するものとします。

③ 指定ごみ袋制の導入

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び町民の意識改革、ライフスタイルの転換などの推進を図るものとします。
※指定ごみ袋制については、平成29年度から実施しています。

④ 事業所ごみの排出量低減とごみ分別の促進

一般廃棄物として排出されている事業所可燃ごみの排出量削減および資源化ごみの分別の徹底を推進するものとします。

第5節 ごみ排出量削減とリサイクル率増加の対策

1 数値目標の設定

本計画における目標値は、廃棄物の排出量や資源化（リサイクル）状況などを踏まえ、ごみの発生抑制と分別促進を図り、ごみ排出量の削減とリサイクル量の増加を進めるための数値目標を設定するものとします。平成25年度（基準年度）実績に対して、直近の実績数値を基に令和7年度（計画目標年度）の数値目標を次のとおりとします。

◆ 発生・排出削減目標

家庭、事業所からのごみ排出量を7.4%削減（283t削減）

（平成25年度） → （令和7年度）

総排出量：3,833t → 3,550t

可燃ごみ：2,729t → 2,470t

不燃ごみ：182t → 150t

資源ごみ：922t → 930t

（家庭系）

排出量：3,542t → 3,280t（7.4%減）

1人1日あたり排出量：632g → 585g

（事業系）

排出量：291t → 270t（7.4%減）

1日あたり排出量：797kg → 740kg

◆ 資源化目標

リサイクル率を2.5%増加（8t増加）

リサイクル率：23.7% → 26.2%

◆ 最終処分率

最終処分率を16.0%削減

最終処分率：9.4% → 7.9%

2 目標値設定方針

それぞれの目標値の設定の方針として、発生排出削減目標については、近年で一番低いごみ排出量となった指定ごみ袋制を導入した平成29年度の数値を目安に目標を7.4%削減として設定しました。

資源化目標のリサイクル率2.5%増加については、県内12町村トップの数値を参考に目標値を設定しました。

また、最終処分率については、本町の最終処分率が井笠圏域内で最も低い値である井原市を目標に設定しました。

第6節 具体的施策の体系

一般廃棄物削減，リサイクルなどについて設定した目標を達成するため，**[1] 発生・排出削減に関する施策（家庭系ごみ），[2] 再資源化に関する施策，[3] 事業所ごみの適正処理に関する施策**の3つを中心に施策を展開していきます。

図表3-19 施策の体系

[1] 発生・排出削減に関する施策

- ① 4Rの推進：無駄なものを買わない（リフューズ），ごみを減らす（リデュース），再使用する（リユース），再生利用する（リサイクル）の推進
- ② ごみ処理削減に関する補助事業（購入費補助）の普及促進：
 - （1）生ごみ処理容器，生ごみ処理機
 - （2）ボカシ・生ごみ堆肥化容器（エコペール）

[2] 再資源化に関する施策

- ① 分別徹底の啓発
- ② 資源ごみ回収の場所・頻度の改善および品目の拡大

[3] 事業所ごみの排出量低減と資源ごみの分別促進に関する施策

- ① 4Rの推進：一般廃棄物量の低減
- ② 分別の徹底および再利用の促進：事業所における資源ごみの分別徹底

1 家庭系可燃ごみの削減施策

先に設定した『発生排出削減目標』を達成するためには，基準年度の平成25年度2,729tから目標2,470t（約259t減）に可燃ごみを減量化させる必要があり，主に以下の施策を推進します。

施策1 4Rの推進とごみの分別の徹底・分別品目の見直し

4Rとは，ごみの減量化のための考え方や活動のことです。4Rを推進し，ごみ削減施策及び町民への普及啓発を図っていきます。

また，ごみの分別徹底を図るとともに，分別品目について，情報収集に努めるとともに，品目の見直しを含めた検討を行っていきます。

- ① **Refuse**（リフューズ）：断る
 - ・必要のないものは買わない，もらわない。
- ② **Reduce**（リデュース）：減らす
 - ・生ごみを出す場合は，乾かしたり，絞ったりして，水分を減らして出しましょう。
- ③ **Reuse**（リユース）：繰り返し使う
 - ・シャンプーなどは，詰め替えて容器を繰り返し使いましょう。
- ④ **Recycle**（リサイクル）：再資源化
 - ・分別を徹底して，限りある資源を再利用しましょう。

施策2 情報提供による町民の意識向上と活動

町民や事業者のごみに関する意識啓発や知識向上については，ごみの減量・リサイクルの意義や具体的取り組みの方法などの情報提供や出前講座はじめ処理施設の見学，環境教育，啓発イベント，マイバッグ運動，ノーレジ袋活動の推進などの具体的な取り組みが必要です。

- (1) **情報提供**：ごみについての情報を，広報紙「広報やかげ」への掲載やホームページ，各種パンフレットの提供などの様々な情報媒体を通じ，町民へわかりやすい情報で周知を図ります。
- (2) **研修会・出前講座**：町民のごみ問題に関する自主的な活動を推進するため，町職員が講師となり，最新のごみ関連情報の周知を行う研修会や出前講座を実施します。ここで得られた町民の意見などを町の施策や事業展開に反映させます。
- (3) **ごみ処理施設の見学・研修**：町の内外のごみ処理施設の施設見学によって，町民のごみに関する知識および意識啓発の効果を上げるために，補助事業として推進します。
- (4) **環境教育の推進**：地域の「いきいきサロン」や町内会はじめ学校やごみ収集業者とも連携を図り，小学校では総合的な学習の時間などで環境学習の機会を増やすなど，環境教育の充実を図ります。また，エコ活動を実践しているクラブなどの活動や，児童会・生徒会などの自主活動を支援します。

(5) **マイバッグ運動の推進**：全国の小売店では、令和2年7月1日よりプラスチック製レジ袋の有料化が義務付けられ、マイバッグを持参する方が増加しています。世界ではレジ袋を含む海洋プラスチックごみが環境問題となっており、本町でもプラスチックごみ削減のためマイバッグ運動を推進します。

(6) **食品ロスの削減推進**：日本では、年間約2,550万トンの食品廃棄物等が出されており、このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間612万トンとなっています。国では、6府省庁（内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）が連携し、官民をあげて食品ロス削減国民運動を展開しており、本町でも食品ロス削減を推進します。

施策3 生ごみの削減・減量化の推進

生ごみは、家庭から出る可燃ごみの重量の3～4割程度といわれています。生ごみを削減・減量化させることが本町の一般廃棄物削減目標の達成への大きな鍵となります。

本町は、4Rによる生ごみの削減・減量化施策を推進、啓発していきます。特に生ごみの水切り対策は焼却場の耐用年数にも影響するために、家庭、事業所から排出される生ごみ処理の取り組みが大切で、本町では補助事業をさらに推進します。

(1) 生ごみ処理容器（コンポストなど）、生ごみ処理機購入費補助

町民が生ごみ処理容器（コンポストなど）、生ごみ処理機を新たに設置するために購入した費用の一部を補助しています。

生ごみ処理容器は、生ごみの減量化や堆肥化を図るもの、生ごみ処理機は機械的に攪拌、加熱等を行い、ごみを減量化させるものを対象としています。



(2) ボカシ・生ごみ堆肥化容器（エコペール）への補助

生ごみ堆肥化推進のため、ボカシの無料配布、生ごみ堆肥化容器（エコペール）の2/3を補助します。エコペールについては、町内会、自治会などで取組まれる場合は、さらに全額を別途補助します。



* **ボカシの配布**は、役場町民課、各地区公民館で行っています。配布の際には名前、住所などを記帳いただきます。詳しくは町民課にご相談下さい。

2 家庭系不燃ごみ削減対策

施策1 小型家電リサイクルの回収

本町では、小型家電のリサイクルを平成25年4月から始めています。

以前は、不燃ごみとして出された小型家電は、鉄とアルミを除いて、埋立処分されていました。

小型家電は、鉄やアルミ以外にもレアメタルなどの貴重な資源が含まれており、使用済小型家電回収ボックスに投入することにより、国の認定事業者引き渡され、資源として再利用されます。

町民へ、ごみの減量と資源の有効活用のため、使用済小型家電回収ボックスを積極的に利用していただくよう、町民へ呼び掛けていきます。



< 回収ボックス設置場所 >

- ・矢掛町役場庁舎東駐輪場
- ・矢掛公民館入口
- ・美川公民館北側事務所入口
- ・三谷公民館西側駐輪場
- ・山田公民館駐輪場
- ・川面公民館西側駐輪場
- ・中川公民館駐輪場
- ・小田公民館駐輪場

図表3-20 回収品目および回収ボックス設置場所

施策2 水銀使用廃製品の回収

本町では、水銀使用廃製品の回収を令和2年7月から始めています。

町民へ、水銀使用廃製品の適正処理のため、各地区公民館に設置している回収ボックスを積極的に利用していただくよう、町民へ呼び掛けていきます。

令和2年7月1日から

水銀が含まれる家庭で使わなくなった 蛍光灯、体温計、電池（水銀使用廃製品） などの分別回収を行います！

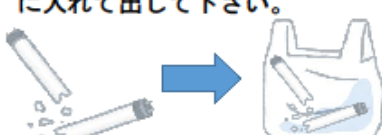
回収場所 計7カ所

- ・矢掛公民館
- ・三谷公民館
- ・川面公民館
- ・小田公民館
- ・美川公民館
- ・山田公民館
- ・中川公民館

※各地区公民館の開館日・開館時間内に出して下さい。

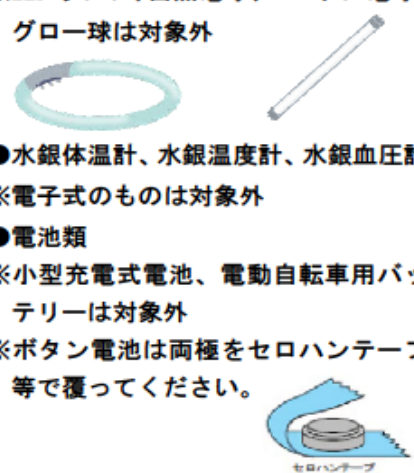
出し方

- ・公民館へ設置している専用コンテナに「蛍光灯」「水銀体温計・温度計・血圧計」「電池類」に分別して出して下さい。
- ・蛍光灯等が割れている場合は袋等に入れて出して下さい。



回収対象品目

- 蛍光灯（直管型、環型、電球型）
※LED ランプ、白熱電球、ハロゲン電球、グロー球は対象外
- 水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計
※電子式のもの対象外
- 電池類
※小型充電式電池、電動自転車用バッテリーは対象外
※ボタン電池は両極をセロハンテープ等で覆ってください。



※事業者による持ち込みはできません。

○水銀に関する水俣条約を受けて制定された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」により、各公民館で回収を実施します。

○水銀使用廃製品に使用されている水銀が環境中に放出されるとバクテリア等の働きによりメチル水銀となり人体に悪影響を及ぼします。

**ご家庭にある水銀使用廃製品の分別回収に
ご協力くださいっぴ〜**

問い合わせ：矢掛町役場 町民課住民環境係
電話 82-1011 有線 0551



やかげ観光大使
やかっぴ

図表3-21 回収品目および回収ボックス設置場所

3 家庭大型ごみ削減対策

施策1 排出量削減

本町では、可燃ごみ、不燃ごみのうち、30cm以上の長いもの・大きいもの、また、一時多量ごみについては、ごみステーションでは回収せず、直接施設に搬入することとしています。

また、不燃ごみについては、年に一度、各地区環境衛生協議会で大型ごみ収集を行っており、本町としても分別の徹底を指導啓発します。

4 資源ごみの収集量増加対策

循環型社会の形成するためには、資源ごみの収集量を増加させることが必要です。

町民に分別の徹底を啓発推進していくだけでなく、本町としても、町民がより、資源ごみの排出を行いやすいように体制を整え、本町が一丸となって、循環型社会の形成を目指していきます。

施策1 資源ごみの回収方法改善

地域集団回収については、参加団体の増加を目指して、広報啓発を行っていきます。また、既存の回収体制の見直しや、新たな収集方法について情報収集を行い、本町で実現可能なものを積極的に取り入れていきます。

◆ 矢掛町資源回収推進団体補助

町内の団体で、自主的に資源回収を行う団体に対して、補助金を交付して、その活動をより推進しています。令和元年度は37団体が活動しており、合計で99回の収集と約382tを回収しました。

図表 矢掛町資源回収推進団体補助

補助対象	町内住民で構成される団体であること
補助額	1kgあたり5円
備考	事前に団体登録が必要であり、年度ごとの活動計画の提出が必要となります



施策２ 分別品目の改善

本町の分別品目は４種１８品目での分別を行っていますが、資源ごみの収集量増加のため、追加可能な品目などを検討し、より町民が資源化しやすいように収集体制を整えます。

５ 事業系ごみ（事業系一般廃棄物）

排出事業者には、排出者責任に基づき、自らの責任で減量化・資源化に取り組みことが求められています。

事業者から排出されるごみの分別の徹底を図るため、事業者に対し町・商工会が啓発を行い、減量化・資源化を推進します。

◆ 事業所ごみの主な取組課題

- 事業活動に伴って発生する廃棄物の抑制，再使用，リサイクルを推進する。
- 事業活動に伴って排出される廃棄物の適正処理を行うとともに分別排出を徹底する。
- 商工会が中心となり，各事業所へ廃棄物の減量化・資源化に係る情報を提供する。

先に設定した『発生排出削減目標』を達成するためには、基準年度の平成２５年度２９１ｔから目標２７０ｔ（約２１ｔ減）に可燃ごみを減量化させる必要があり、主に以下の施策を推進します。

施策１ 排出量削減対策

本町の事業系ごみは、県内市町村の中でも少ない割合ですが、その排出量は近年増加傾向にあり、循環型社会形成のためには、家庭系のみでなく、事業系ごみも発生排出抑制，リサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。

商工会が中心となって、廃棄物減量等に取り組むため、各事業所との連携をとりながら循環型社会形成推進に取り組んでいきます。

施策２ ごみ分別の徹底

資源ごみの分別について、各事業所で分別しやすいように、紙類，空き缶類，ガラスビン類，ペットボトル，その他プラスチックに分けてごみ箱を設置するように要請していきます。

第7節 その他適正処理施策

施策1 不法投棄対策

不法投棄対策として、定期的な監視パトロールを行うとともに警察と連携して不法投棄の監視を行います。また、注意看板を設置するなどの不法投棄防止の啓発により、不法投棄をしにくい環境づくりに取り組んでいきます。

施策2 災害廃棄物対策

平成30年7月豪雨災害により本町でも大きな被害を受け、大量の災害廃棄物が発生しました。また、今後、南海トラフ巨大地震の発生が予測されており、本町においても甚大な被害が発生し、多量の廃棄物が発生することが予想されることから、令和2年3月に「矢掛町災害廃棄物処理計画」を策定しました。

今後はこの計画により、大規模な災害が発生した場合、迅速かつ適正な処理及び再資源化の推進を図るとともに、町民の生活環境を確保し、復旧・復興を推進していきます。

施策3 野外焼却対策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一部の例外を除き廃棄物の野外での焼却は禁止されています。周辺の環境を保全するため、今後も遵守されるよう啓発と指導に努めていきます。

第4章

・排水処理基本計画

第1節 生活排水処理基本計画

1 現状と課題

本町の下水道整備事業は、地域の特性を考慮し、整備手法として公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の3手法を用いた整備計画により効率的な推進を図ってきました。

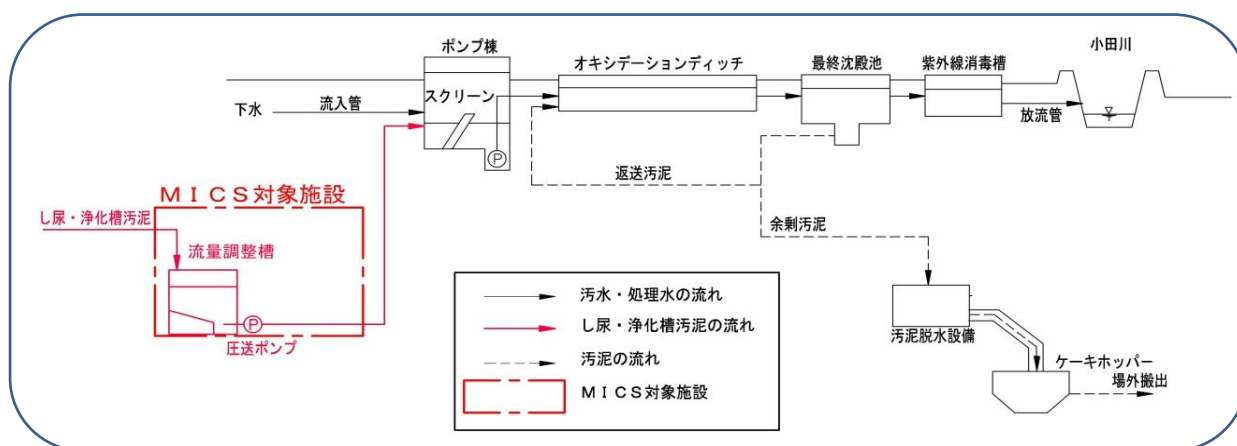
公共下水道事業は、平成5年度に着手後、平成10年度末に一部供用を開始し、平成29年度末をもって計画区域内の管路整備が完了しました。平成24年度には笠岡市北部地区の受入れ、MICS処理施設（污水处理施設共同整備事業*）の整備により町内の浄化槽汚泥やし尿についても矢掛浄化センターで共同処理するなど、施設の有効活用に努めています（図表4-1）。

また、農業集落排水事業では、西三成地区、中地区、東三成地区、横谷地区と順次供用を開始してきました。浄化槽設置整備事業では、平成4年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業の認可区域外の浄化槽設置者に対して補助を実施し、令和元年度末現在で835基が補助対象として設置されています。

これらの事業を総合的に展開してきたことにより、令和元年度末の下水道処理人口普及率は100%、污水处理人口普及率は87.0%となり、全国平均、及び岡山県平均の污水处理人口普及率を大きく上まわり、一定の成果を上げております。

水洗化率は、令和元年度末で77.3%となっており、未水洗化世帯の解消が大きな課題となっています。

なお、人口減少社会の到来により、人口規模に合った持続可能な事業とするため、平成30年度から農業集落排水事業4地区について、公共下水道への統合事業を実施しています。



図表4-1 矢掛町のし尿・浄化槽汚泥のMICS方式処理フロー

※汚水処理施設共同整備（M I C S）事業

1. 汚水処理施設共同整備事業（M I C S）概要

M I C S 事業は、下水道等複数の汚水処理施設が共同で利用できる施設を整備することにより、効率的な汚水処理事業の展開を目的とした事業です。

本事業開始以前は、町内のし尿及び浄化槽汚泥を収集後、町内のし尿中継槽から、西部衛生施設組合に運搬し処理を委託していましたが、平成24年度より矢掛浄化センター内に、流量調整槽を設置し、町内のし尿及び浄化槽汚泥を投入して、汚水と共同処理を行っています。

M I C S 処理施設の導入効果

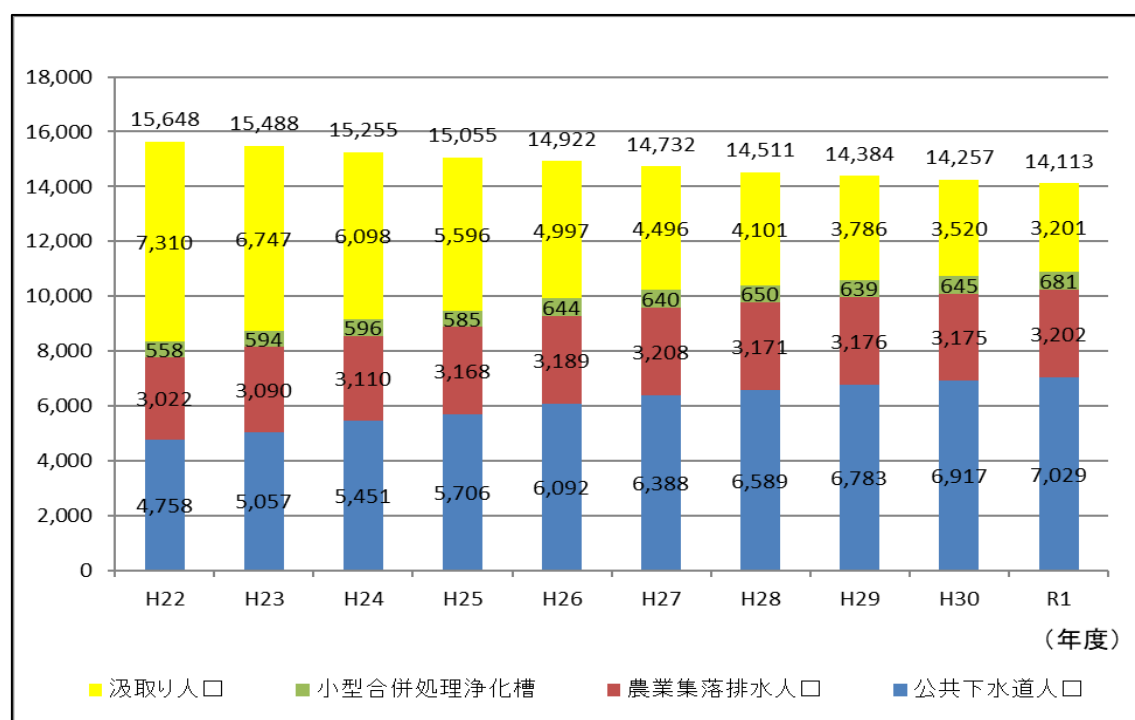
- (1) 既存の下水道処理施設機能を有効利用した機能的な施設規模になっており、西部衛生施設組合への委託より経済的であり、町の財政負担を軽減できます。
- (2) 流量調整槽において攪拌を行いながら20倍で希釈し、水処理施設に投入するため、安定した処理ができます。



矢掛浄化センター内 M I C S 処理施設

図表 4－2 矢掛町のし尿処理形態別人口の表（人）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
水洗化人口	6,092	6,388	6,589	6,783	6,917	7,029
農業集落排水人口(西三成)	1,074	1,059	1,064	1,057	1,066	1,063
農業集落排水人口(中)	402	394	378	389	378	385
農業集落排水人口(東三成)	931	959	939	926	927	931
農業集落排水人口(横谷)	782	796	790	804	804	823
農業集落排水人口(合計)	3,189	3,208	3,171	3,176	3,175	3,202
小型合併処理浄化槽	644	640	650	639	645	681
水洗化人口合計	9,925	10,236	10,410	10,598	10,737	10,912
汲み取り人口	4,997	4,496	4,101	3,786	3,520	3,201
合計	14,922	14,732	14,511	14,384	14,257	14,113



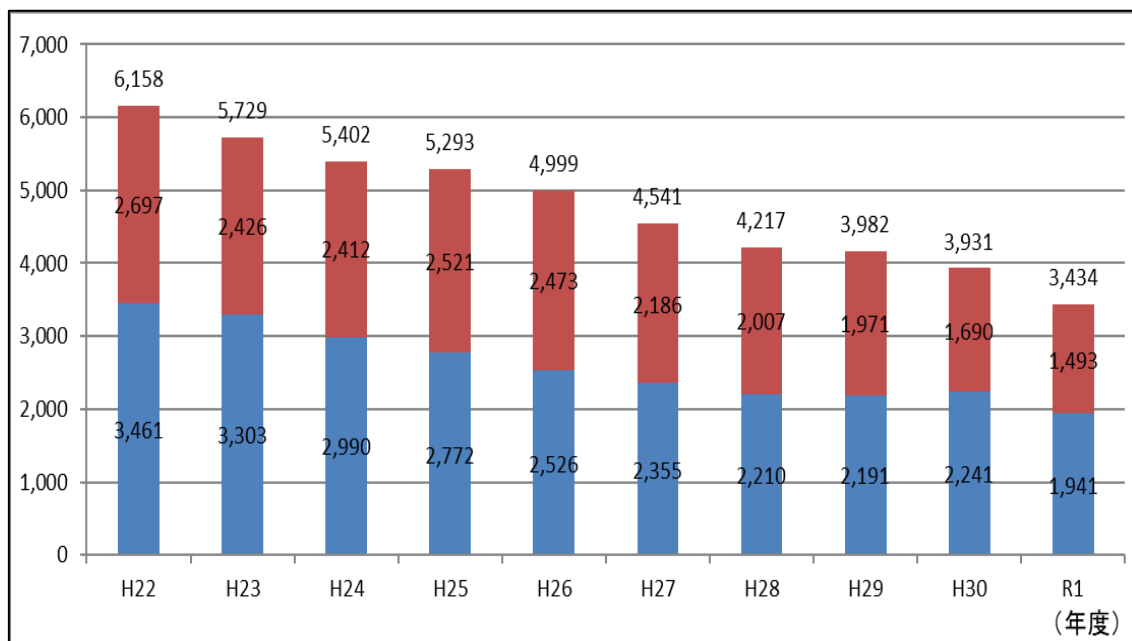
図表 4－3 矢掛町処理形態別人口のグラフ（人）

2 し尿・浄化槽汚泥量

本町から排出されるし尿、浄化槽汚泥量は、いずれも年々減少しています。平成16年の排出量が8,768 kLに対して、直近の令和元年度排出量では、3,434 kLと4割程度の収集量となって減少傾向を示しています。これは、下水道の整備を積極的に進めていること、矢掛町の人口が年々減少していることによるものです。

なお、浄化槽汚泥量には、事業所に設置された浄化槽から排出されるものもあり、浄化槽人口の減少が排出量の減少につながらない場合もあります。

また、本町では、排出されるし尿、浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者により行なわれています。



図表 4－4 し尿・浄化槽汚泥量（kL）

第 2 節 数値目標・指標

生活排水対策の基本として、排水の適正処理とともに適正利用をめざし、生活排水処理施設（公共下水道・合併処理浄化槽）を整備していくこととします。これに本町の特徴である M I C S 事業（污水处理施設共同整備事業）により、生活排水処理の適正化、処理経費の低減を図り、同時に水洗化率の向上に努めていきます。

本計画の指標を、①水洗化率の向上推進対策として、令和元年度実績の 77.3% に対し、令和 7 年度には 90.0% とします。また、②施設規模の適正化（計画処理人口）を令和元年度の 14,450 人を令和 7 年度には 12,320 人とし、公共下水道事業、農業集落排水事業について矢掛町の今後の状況に合った施設規模の適正化を図ります。

図表 4－5 生活排水処理の主な数値目標・指標

数値目標・指標	R 1 実績値	R 7 目標値	関連事業名
水洗化率	77.3%	90.0%	公共下水道事業 合併処理浄化槽設置整備事業
施設規模の適正化 （計画処理人口）	14,450 人	12,320 人	公共下水道事業

第3節 生活排水処理施策の基本理念

本町の中心を貫流する広島県東北部に発する小田川流域がひらけ、星田川、美山川などの支川を有した自然豊かな田園の残るまちです。平成14年には、清浄な原水の確保と水源地域の保護、水質汚濁防止に向け、「水道水源保護地域」を指定し、水環境の保全に努めてきました。

上位計画や規定計画に基づき、下水道整備や浄化槽設置を進め、平成24年には本町の排水処理方式の特徴でもあるM I C S方式（污水处理施設共同整備事業）を導入し、処理効果のみならず経費縮減に効果を上げてきましたが、排水処理の水洗化率はいまだに低い状況にあります。

本計画では、自然豊かな田園を守るため、「人にやさしい快適な環境のまちづくり」を基本理念とします。

基本理念

人にやさしい快適な環境のまちづくり

第4節 基本方針

本計画の基本方針は、基本理念「人にやさしい快適な環境のまちづくり」のもと、①生活排水処理の適正化と施設の有効利用の推進、②水環境保全のための町民・事業者・行政の一体的取り組みの推進とします。

基本方針

① 生活排水処理の適正化と施設の有効利用の推進

水環境の保全を念頭に、生活排水処理施設の計画的整備、M I C S方式によるし尿および浄化槽汚泥の適正処理を推進し、処理費用削減を図っていくものとします。

② 水環境保全のための町民・事業者・行政の一体的取り組みの推進

生活排水の適正処理による快適環境の維持を町民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し、一体となった取り組みを推進するものとします。

第5節 施策の体系

基本理念，基本方針に基づき，生活排水処理の目標を達成するために，今後実施する施策については，①水洗化の促進，②適正処理の維持管理，③経営の健全化の3つの施策を中心として展開していきます。

施策1 水洗化の促進

下水道施設が整備されても，下水道施設を利用しなければ，生活環境の改善，公共用水域の水質保全，建設経費の早期回収等の事業目的を達成することができません。そのため，広報誌やゴミステーションへ啓発ポスターの掲示を行い，排水設備工事費補助制度及び排水設備工事資金利子補給制度の周知を図ります。また，未水洗化世帯への戸別訪問を実施して意識の向上を図り，水洗化を今後も推進します。

合併処理浄化槽区域の町民の方には，広報誌やゴミステーションへ啓発ポスターの掲示に加え説明会を開催し，合併処理浄化槽の役割やその設置に対する補助制度の周知を図り，今後，一層整備が進むよう取り組んでいます。

施策2 適正処理の維持管理

公共下水道施設については，長寿命化計画によりライフサイクルコストの低減を目的とした，施設の改修，更新を計画的に実施し，流下能力，処理能力の低下を防止するとともに，効率的な維持管理体制を目指します。

また，農業集落排水施設については，処理施設の合理化を図るため，順次，公共下水道への統合を実施するなど，適正な規模の処理施設の再構築を目指し，維持管理費の低減を図っていきます。

施策3 経営の健全化

下水道施設整備には巨額の費用を要するため，国・県の補助金，地方債，受益者負担など財源の確保に努め，水洗化の促進による使用料金の増収，また，徹底した建設コスト・維持管理コストの縮減を図り，経営の健全化を目指します。

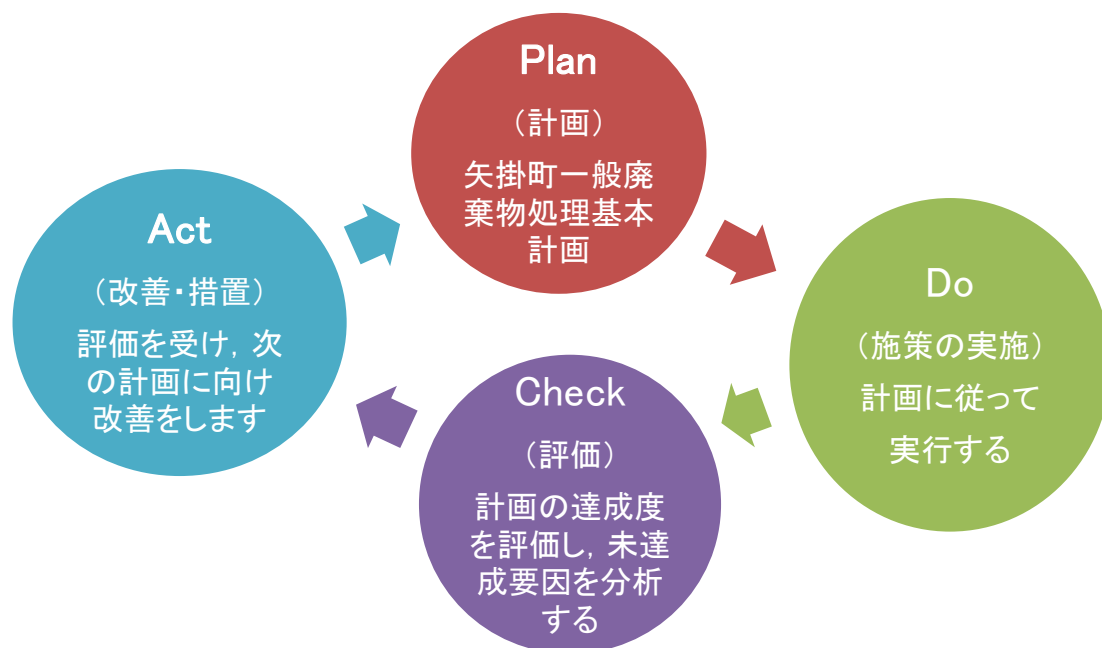
また，クリーンライフ100構想で計画した経営計画に基づき，施設の統廃合やストックマネジメント手法による施設管理により，長期的な視点に立った経営に取り組みます。

第5章

・計画の進行管理

第1節 進行管理手法

本計画を確実に実施していくために、取組状況や目標値の達成状況などをPDCAサイクルの手法によって、継続的に管理していくものとします。



(※ PDCA サイクルは、計画を実行し、評価して改善に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのことです。)

第2節 進行管理指標

本計画に示した施策，事業を着実に実施・推進するため，毎年度ごとにごみ処理の状況を取りまとめ，公表します。

計画の進行管理のための指標は次表のとおりとし，目標値に対する進捗率などを毎年度確認し，計画の進行状況を把握します。

図表 5－1 計画の進行管理指標

	平成 2 5 年度	令和 7 年度	
	(基準年度)	(目標)	対平成 2 5 年度比
可燃ごみ排出量	2,729t	2,470t	-9.5%
不燃ごみ排出量	182t	150t	-17.6%
資源ごみ排出量	922t	930t	+0.9%
総排出量	3,833t	3,550t	-7.4%
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	632g	585g	-7.4%
リサイクル率	23.7%	26.2%	+2.5%
最終処分率	9.4%	7.9%	-16.0%
水洗化率	77.3%	90.0%	+12.7%

第 3 節 進行管理体制

本計画の進行管理は、管理指標等を本町にて確認することにより行います。また、矢掛町廃棄物減量等推進審議会に管理指標の整理結果を報告し、計画に変更が生ずる場合は、対策案を立案し、意見を求めるものとします。実施に当たっては、今後、策定される「一般廃棄物処理実施計画」に基づいて遂行していくものとします。

矢掛町一般廃棄物処理基本計画



矢掛町廃棄物減量等推進審議会委員名簿

役職	氏名	備考
会長	松井 康弘	識見者
副会長	田中 美喜男	一般町民
	高月 敏文	町会議員
	岡本 緑	一般町民
	堀 伸二	一般町民
	清水 圭好	一般町民
	井辻 美緒	一般町民
	藤田 敏子	一般町民
	三宅 裕子	一般町民
	山室 淑恵	一般町民
	高月 憲二郎	一般町民
	妹尾 由美子	一般町民

一般廃棄物処理基本計画

令和３年２月（改訂）

発 行 ： 矢 掛 町

編 集 ： 矢 掛 町 町 民 課

〒 7 1 4 － 1 2 9 7 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3 0 1 8

TEL 0 8 6 6 － 8 2 － 1 0 1 1

FAX 0 8 6 6 － 8 2 － 1 4 5 4